

フィリピンにおける成人教育政策の歴史的展開

— 「成人教育」から「ノンフォーマルエデュケーション」へ(I) —

豊田千代子*

A History of Adult Education in the Philippines

— From "Adult Education" to "Non-Formal Education" (I) —

Chiyoko TOYOTA

In the Philippines, labor export policy has been taken since the Marcos presidency in the late 1970s.

By the way, what is the relationship between the labor export policy and the adult education policy in the Philippines? How has the labor export policy affected the adult education policy?

Attempts were made to find solutions to such questions by focusing on the history of adult education policy in the Philippines.

目次

はじめに

I 独立以前の成人教育

- A アメリカ植民地期（1898-1935）
- B コモンウェルス期（1935-1946）

II 独立以後の成人教育

- A 戦後期（1946-1972）
- B 戒厳令期（1972-1983）
- C 「ピープル・パワー革命」以後期（1983-現代）

おわりに

はじめに

近年、わが国の社会教育研究において、アジア諸国、とりわけ東アジア諸国の成人教育について関心が高まりつつあり、法制面を中心に研究が進められてきている。¹⁾

本論は、このようなアジア成人教育研究の一環として東南アジア諸国の中でも一つであるフィリピンの成人教育について検討することを目的としている。それは、主に以下

の関心に基づくものである。

わが国の社会教育研究においては、主に1990年代以降の在日外国人の増加に伴って、国際化・多文化時代における社会教育のあり方が議論されるようになり、その中でフィリピン出身の労働者や「ジャバゆきさん」、「アジアの花嫁」などの存在についても注目されてきた。そして、これらの在日外国人、とりわけ外国人労働者の学習権保障の観点から、「国民の学習権」を中心とした従来の社会教育概念が問い合わせるとともに、在日外国人を含めた「住民の学習権」を提唱することにより、社会教育概念の質的拡充が図られようとしている。実践レベルにおいても、このような住民の学習権保障の観点から、既に幾つかの自治体において、公民館等を中心に在日外国人や「アジアの花嫁」を対象とした日本語学級が開設されている。

このように、わが国では、フィリピン等の在日外国人の増加という現実の中で社会教育概念の問い合わせと拡充を迫られつつあると言えよう。

それでは、日本を含めた諸外国に労働者を送り出しているフィリピンでは、労働者の海外出稼ぎと成人教育と

*助手

はどのような関係にあるのであろうか。フィリピンでは、経済の低迷とそれに伴う深刻な失業問題を背景に、マルコス政権時代の1974年に、新労働法（Labor Code）の下で海外雇用開発局（Overseas Employment Development Board）を設立し、海外雇用促進政権（すなわち労働力輸出政策）を開始している。以来、この政策によって海外出稼ぎ労働者（海外契約労働者）が急増し、労働力の輸出が進められている。そして、これら海外出稼ぎ労働者からの送金による外貨獲得によって、危機的ともいえるフィリピン経済は少なからず救われており、このことから、フィリピンでは、労働力は重要な輸出品とみなされている。では、こうした政策と成人教育政策とはどのような関係にあるのか、労働力輸出政策は、フィリピンの成人教育概念や性格に何らかの影響を及ぼしてきたのであろうか。

このような関心から、日本とも深い関係にあるフィリピンにおける成人教育政策に注目したいと考えた。そして、成人教育の政策を概観する中で、一般にフィリピンの成人教育は「ノンフォーマルエデュケーション」として紹介されているが、「ノンフォーマルエデュケーション」の概念や性格が政策のレベルで明確にされたのが、労働力輸出政策の初期である1970年代後半であり、以来、ノンフォーマルエデュケーションは、青年や成人に提供される正規の学校外の教育の中で、とくに識字教育とともにマンパワー養成をめざす職業教育に重点をおいた概念になってきているのではないかと思われた。

そこで、本論では、植民地時代から現在までのフィリピンの成人教育政策を跡づけることにより、労働力輸出政策が確立された1970年代後半以降の成人教育の特徴を浮き彫りにすることにした。このことは、アジアの発展途上国に位置するフィリピンの成人教育政策の中での「ノンフォーマルエデュケーション」概念の形成過程を明らかにし、あわせて「成人教育」から「ノンフォーマルエデュケーション」への成人教育概念の変遷を概観するものもある。

フィリピンは、16世紀後半から1946年まで、スペイン（1565年－1898年）およびアメリカ（1898年－1946年）の植民地支配を受けてきた。この間、1935年には、アメリカの主権下での独立準備政府としてコモンウェルスが発足し、また、太平洋戦争勃発直後の1942年には、日本軍の軍制が施行された。その後、1946年にフィリピン共和国として、アメリカから完全独立した。独立後は、マルコス政権の時代が長く（1965年－1986年）、特に1972年の戒厳令布告以降は、マルコスの独裁制が敷かれてきた。そして、こうした独裁制への反発から、1986年に

「ピープル・パワー革命」が起こり、この政変によってアキノ政権が誕生した。以後、1992年にはラモス政権が発足し、今日に至っている。

この間に、1935年憲法、1973年憲法、1987年憲法が制定された。

フィリピンの成人教育運動（adult education movement）は、このような歴史の中で、アメリカの統治下の「1908年に、民衆の仕事を改善しようとする政府の試みによって始まった²⁾」と言われている。また、政策レベルでの整備という点から、成人教育事務局（Office of Adult Education. OAE）の設立をもたらした1935年のコモンウェルス法第80号（Commonwealth Act No. 80）の制定以降成人教育が行われてきたという見方もなされている。³⁾

このことから、フィリピンの成人教育は、主に20世紀の初頭以降一とりわけコモンウェルス法第80号の制定以降一に政策面での一定の展開をみせてきたと捉えることができるであろう。そして、こうした政策の展開は、次のような変化—すなわち、子どもや青年および成人の教育を担当する省（Department）の名称の変化や、その中に位置する成人教育担当の組織（BureauやDivisionなど）の名称の変化、また、そこに示される成人教育に関する用語の変化など—と密接な関係にあるとみることができる。

たとえば、省の名称については、1901年から日本による占領までの公教育省（Department of Public Instruction. DPI）と、日本の占領期における教育省（Ministry of Education. ME）を経て、第二次世界大戦後のフィリピンの独立以降は、教育省（Department of Education. DE）－教育・文化省（Department of Education and Culture. DEC）－教育・文化省（Ministry of Education and Culture. MEC）－教育・文化・スポーツ省（Ministry of Education, Culture and Sports. MECS）－教育・文化・スポーツ省（Department of Education, Culture and Sports. DECS）と変化してきた。

また、成人教育を担当する組織についても、成人教育事務局が設立された1936年以降、次のように変化している。成人教育課（Adult Education Division. AED）－成人・コミュニティ教育課（Adult and Community Education Division. ACED）－継続教育局（Bureau of Continuing Education. BCE）－ノンフォーマルエデュケーション局（Bureau of Non-formal Education. BNE）。⁴⁾（図1）

さらに、これらの組織名に見られるように、成人教育に関する用語においても、成人教育（adult

education)・成人・コミュニティ教育(adult and community education)・継続教育(continuing education)・ノンフォーマルエデュケーション(non-formal education)といったように様々に用いられてきている。

こうして、現在、フィリピンでは、成人教育が、教育・文化・スポーツ省(DECS)によって、「ノンフォーマルエデュケーション」という用語で表現されている。そして、「ノンフォーマルエデュケーション」政策が展開されているのである。「ノンフォーマルエデュケーション」については、様々な定義が見られるが、1970年代後半の教育省(ME)の定義によれば、それは、「子どもや成人から成る市民の特定のサブグループに精選された学習を提供することを目的として、正規の学校制度の枠組み外で行われる、すべての組織化・体系化された教育活動」^⑤と捉えられている。

以下では、成人教育を担当する組織や成人教育に関する用語の数回に及ぶ変遷の事実から推察されるように、決して単純とは言えないフィリピンの成人教育の歴史について、前述のように成人教育政策と労働力輸出政策との関連を問う視角から、政策面を中心に概観する。具体的には、M.L.Canieso-Doronilaによる成人教育についての時代区分に依拠し、以下の時代ごとに検討する予定である。^⑥アメリカ植民地期(1898-1935)コモンウェルス期(1935-1946)戦後期(1946-1972)戒厳令期(1972-1986)「ピープル・パワー革命」以後期(1986-現在)。

尚、本稿では、「フィリピンにおける成人教育政策の歴史的展開」の(I)として、これらの時期区分のうち、フィリピンの独立以前の時期に相当する「アメリカ植民地期」と「コモンウェルス期」について紹介する。

I 独立以前の成人教育

既述のように、フィリピンは、長い間スペインおよびアメリカの植民地であった。

スペインの統治下(1565-1898)では、1863年教育令(Education Decree of 1863)によって「フィリピン人のための学校システムの整備が、初めて本格的に制度化されることとなった」。^⑦成人教育に関しては、「スペインによる統治の間、成人教育活動の運営に関する実質的な機関は存在しなかった」。^⑧「しかし、このことは、政府がこのような成人教育活動に気づいていないということを意味するものではなかった」。^⑨

この時代には、キリスト受難詩の詠唱の前駆と考えられてきている当時の“comedia”もしくは“moro-mo

ro”である“duplo”が、ミサのための「青空学校」に似た民衆の集いの機会を提供している。これについて、『フィリピンの成人教育』の著者であるA.L.Agorrillaは、「これらの機会による成人教育の促進は見せかけにしかすぎなかったが、これらの機会は、人々の識字や文化の向上のために役立った」と述べている。^⑩そして、Agorrillaは、このような「成人教育」をフィリピンにおける成人教育運動の第一段階と捉えている。また、W.S.GriffithとR.P.Romuloは、「スペインの統治下では、民衆の継続教育は、ほとんど読むことができない民衆が、カトリックの伝統的な主要物語についてある種の感情を獲得することができる演劇の利用を通して行われた」と紹介した後、「このような教育は、正式には成人教育もしくは継続教育と位置づけられなかった」と述べている。^⑪

このように、スペイン植民地期には、その大多数が非識字者である民衆に対して、少なくとも、上述のようなかたちでの「成人教育」が行われていたのであるが、これは必ずしも正統な成人教育とはみなされてこなかったようである。先のAgorrillaによれば、フィリピンの成人教育の実際上の歴史が始まったのは、成人教育運動の第二段階である1908年以降、すなわちアメリカ植民地期以降のこととされている。

A アメリカ植民地期(1898-1935)

19世紀末から20世紀前半にかけてのアメリカ統治下の成人教育は、年をとり過ぎて学校に行けなかった人々や読み書きのできない人々のために行われたものであった。その主なものは、(1)1908年に開始された民衆の市民教育講座(popular civico-educational lectures)、(2)1926年に始まった非識字撲滅運動、(3)1932年以降行われたコミュニティ集会(Community Assemblies)であった。これらの成人教育は、教育機会の整備・拡大という点において、スペイン統治の時代に比べるかに充実したものであり、この点にこの時期の成人教育の特徴を求めることができる。それとともに、この教育機会の整備・拡大という点から、この時期を、成人教育と正規に位置づけられる成人教育活動が開始された時期と捉えることもできる。こうした見方とも関連してか、Agorrillaは、民衆の市民講座が開始された1908年を成人教育の実際上の始まりと捉えている。

学校教育に関しては、アメリカ植民地期は、学校教育制度が整備された時期であった。公立の初等学校に続き公立中等学校が整備され、さらに、国立のフィリピン大学が創設される(1908年)など、この時期には、アメリカによる公教育制度が整備・確立されていった。^⑫

また、この時期には公教育省（DPI）が設置され、1901年から日本占領の1942年まで、成人や子ども、青年のための教育を担当した。

（民衆の市民教育講座）

Agorrillaによれば、「フィリピンの成人教育運動の実際の歴史は、民衆の仕事を改善しようとする政府の試みによって1908年に始まった」とされる。¹³⁾ これは、当時の文部大臣（Director of Education）が、年をとりすぎて公立学校に行けなかった人々に対して、進んだ農法の知識や衛生観念を普及させる目的で開設を図った「民衆の市民教育講座」をとおして行われた。¹⁴⁾

この「民衆の市民教育講座」は、フィリピン議会が、1908年5月21日に、民衆の市民教育講座の制度を提供する法律第1829号（Act No.1829）を通過させたことによって実現したものであり、実際「農民たちが穀物の生産性や農法の向上を達成したり、また、大衆が役に立つ健康習慣を身につけたりするのを刺激した」という。¹⁵⁾

開設された講座の中では、(1)市民の権利と義務(2)病気の予防(3)各家庭に庭を(4)名譽ある職業としての農業および他産業(5)家畜の世話と扱い(6)子どもの世話が非常に重要な題目であったことがAgorrillaによって明らかにされている。¹⁶⁾ これらの題目は、そのいづれもが、フィリピンにおけるのちのノンフォーマルエデュケーション・プログラムの中心になっているという点で注目されるものである。

講座の人気は、1912年における講座への参加者が522,474人であったことからもうかがえよう。¹⁷⁾

（非識字撲滅運動）

1926年には、フィリピン最初の非識字撲滅運動が開始された。フィリピンのリーダーたちは、自治の創設をはばむ帝国主義者たちの脅威に対し、国民の識字化が最重要課題であるとの認識のもとに、国民を一致団結させるべく非識字撲滅のための民衆運動をスタートさせたのであった。¹⁸⁾ この運動には、当時の総督であるLeonard Woodの反動的な統治に対する断固とした抵抗を表明する目的で1926年に設立された国立最高議会（National Supreme Council）—当時の様々な政党のリーダーたちから成る法制外の政治団体—が運営にあたった。¹⁹⁾

この国立最高議会の発会式では、故Quezon大統領が、その年の国民の50.8%が非識字であるという事実に対して声をあらげ、非識字に対する全面戦争を行う必要があることを力強く宣言し次のように述べた。「わが国は、完全に読み書きのできる国民をもたなければならない。なぜなら、知的な公的意見の形成によってのみ、われわれは自由で健全な政府を築くことができるからである。」²⁰⁾

こうして、フィリピンにおける非識字撲滅の運動は始まった。

（コミュニティ集会）

1930年代には、「政府は、個人とコミュニティの発展を奨励し助長するために“コミュニティ集会”を提供した」²¹⁾。

この集会は、フィリピンの貧困の原因や大衆の福祉の向上に深い理解を示した総督のTheodore Roosevelt Jr. が、国家の必要とする社会的改善をコミュニティ集会をとおして図りたいと考え1932年9月24日に開始したものである。Rooseveltは、このコミュニティ集会の発足式において次のように述べた。「我々は、これらの集会があなた方を親密にし、結束力が強まることを望んでいる。それ故、我々は、あなた方にお互いに知り合いになっていただきたいし、フィリピンの他の地域で起こっていることがらにも精通していただきたい。選挙の時に、どの人に投票すべきか自分で判断できるように、あなた方は、政府や個々の役人が何をしようとしているのかを理解すべきなのである」²²⁾。

こうしてコミュニティ集会が開始された後、フィリピン立法府は、Rooseveltの始めた集会を継続させるために、1933年2月18日に法律第4046号（Act No.4046）（「コミュニティ集会の継続およびその他の目的のための法律」）を通過させた。

事実上コミュニティ集会運動（community assembly movement）の継続の基礎となったこの法律では、その第2節において、コミュニティ集会の目的が次のように記された。1. より知的で啓発された公的意見をとくに成人のあいだに発達させる。2. 関心事を民衆に幅広く伝える。3. 市民の活動・義務・健康問題・適切な食事などに関して民衆に知らせる。4. 工業・農業・経済における改善された方法で民衆を指導する。²³⁾

こうして、フィリピンでは、このような目的をもったコミュニティ集会が1932年の発足以来1937年6月10日までに13,983開かれた。そして、その結果、Rooseveltが意図したように、地方のコミュニティの民衆のあいだでの社会的交流が促進された。また、法律の第2節で意図されたように、これらの集会は、人々がよい健康習慣を維持したり、罹病や病気の蔓延を防止する適切な方法を探ったりするのに役立ったし、政府やその政策についての人々の誤った考え方を正すのにも大いに役立った。²⁴⁾

B コモンウェルス期（1935-1946）

フィリピンでは、フィリピン議会が、1934年5月1日に、同年3月24日にアメリカ合衆国議会で成立したフィリピン独立法を受諾した。この独立法には、独立準備政

府として共和制のコモンウェルスを樹立することや、憲法制定会議の召集と憲法作成を行いアメリカ合衆国大統領による承認を得ること、また1946年7月4日にアメリカ合衆国がフィリピン諸島に対する主権を放棄することなどが盛り込まれていた。²⁵⁾ このような独立法の規定に従って作成された新憲法（1935年憲法）の成立により、フィリピンでは、1935年11月15日にアメリカの主権下での独立準備政府としてコモンウェルス政府が発足した。コモンウェルス期とは、このコモンウェルス政府の発足から、フィリピンがアメリカから完全独立する1946年7月4日までの約10年間をいう。

教育の分野では、この時期に、1946年と決定されたフィリピンの独立に向けて様々な制度的整備が進められることになった。学校教育に関しては、1938年に「初等4年間を無償義務教育とする公立教育法」²⁶⁾が制定された。しかし、この法律による就学児童数の激増のため、教育費を負担しきれなくなった政府は、1940年に「就学年齢の引上げなど同法の改正」²⁷⁾を行った。また、政府は、1936年に国立国語研究所を設立し、翌37年に「タガログ語を基礎とする国語育成に乗り出し」²⁸⁾た。そして、1940年4月から国語教育を開始した。

成人教育の分野では、これまで成人や青年、子どもの教育を担当してきた公教育省の下に成人教育事務局（OAE）が設立された。これは、1935年憲法において、成人市民（adult citizens）への市民的訓練（citizenship training）の提供が政府の責務として規定されたことに基づき、この規定を実現するために、1936年10月26日に採択されたコモンウェルス法第80号によって、公教育省の下に設立されたものである。²⁹⁾ フィリピンでは、この成人教育事務局の設立によって成人教育の制度的基盤がつくられたことになり、このことから、フィリピンにおける成人教育史の始まりを、1908年の「民衆の市民教育講座」の開始時ではなく成人教育事務局の設立時と捉えるものもある。

コモンウェルス期にはまた、このような成人教育における制度的整備とともに、大学による成人教育への取り組みといった新たな動きが見られた。1935年には、フィリピン大学が識字・市民教育委員会（President's Committee on Literacy and Civic Education）を組織し、大学の卒業生による成人への読み書きの指導を開始した。また、翌年には、同大学の地域成人教育プロジェクトによる拡張プログラム（extension program）を展開した。³⁰⁾

このように、コモンウェルス期の中でも1930年代後半は、フィリピンにおける成人教育が制度的に確立したり大学による成人教育が開始されるなど、成人教育の整備・

拡充が図られた時期であったと言える。また、成人教育の内容という観点からは、1930年代後半は、フィリピンの成人教育史の中で、市民的訓練もしくは市民教育ということが明確に打ち出された時期であったと言える。これに対し、1940年代は、大東亜共栄圏を唱える日本軍によって軍政が施行され、主に軍政下で脱米入亜の教育が行われた時期であった。³¹⁾ 日本軍は、1941年12月8日の太平洋戦争勃発を機にフィリピンへの侵略を開始し、翌年の1月3日に軍政を施行した。

軍政時代には、これまでフィリピン人が受けたアメリカ式教育を払拭し、フィリピンの人々を大東亜共栄圏の中に位置づけるための日本色の濃い教育（興亜教育）がめざされた。とくに、こうした大東亜教育体制を確立するため、日本語の普及が急務とされ、日本語教育が学校を中心に様々な場所で実施された。たとえば、官民連絡所・マラカニアン宮殿・比島警察官訓練所などで行われた³²⁾。これらのうち、日本語の普及が任務の一つとされた官民連絡所では「日本語教室」が設けられ、日本語の習得をとおして、日本の歴史や精神文化を理解させたりフィリピン人に東洋人としての自覚を促す日本語教育が実施してきた。すなわち、連絡所での「日本語普及は単に言葉としての日本語普及ではなく、『成人教育』といふことを主眼にしている」³³⁾のであった。あらためて記すまでもないことであるが、この「成人教育」とは、先述の「日本の歴史や精神文化を理解させたりフィリピン人に東洋人としての自覚を促す」ような興亜教育の一環としての「成人教育」のことである。

なお、日本占領期には、1901年以降成人・子ども・青年のための教育を担当してきた公教育省に代わって教育省（ME）がこれらの教育を担当した。

（1935年憲法）

1935年憲法³⁴⁾では、第14条第5節において教育への言及がなされた。冒頭で、「すべての教育機関は国家の監督下に置かれ国家による規則に従うものとする」と規定されたのに続いて、「政府は完全で適切な公教育制度を確立し維持するとともに、少なくとも無償の公的初等教育と成人市民への市民的訓練を提供するもの」とされた。また、学校教育について「すべての学校は、道徳性・個人の規律・市民意識を発達させ職業効率を高めるとともに、市民としての義務を教えることを目的とするもの」とされた。

このように、フィリピンでは、1935年憲法において、「成人市民への市民的訓練の提供」という意味での成人教育が政府の責務とされた。

(コモンウェルス法第80号)

コモンウェルス法第80号（「成人教育事務局の設立・その職務の列挙・その目的の定義・その運営のための財政の提供を行う法律」）³⁵⁾は、1935年憲法において政府の責務として規定された「成人市民への市民的訓練の提供」を実現するために議会において決議され、1936年10月26日に実施された。その結果、公教育省の下に成人教育事務局が設立された。同法の第1節では、このことについて、「成人教育に関する憲法の規定を実行する目的で、公教育省の下に成人教育事務局という名称の事務局を設立するものとする」と記された。

第2節では、成人教育事務局の職務が以下のように列挙された。

- (a) 成人の非識字の程度と分布を調べるために、調査を開始・実行する。
- (b) 成人教育活動に関する諸組織の関心と協力を列挙する。
- (c) 成人教育事業のための総合的なプログラムを準備する。
- (d) 成人のための学校や学級を組織・監督する。
- (e) 教育的・文化的および職業的情報を普及させる。
- (f) 成人教育のための講師・実演者・拡張要員・追跡調査要員を確保する。
- (g) 成人教育のための教師やコミュニティ・オーガナイザーを養成する。
- (h) 職業訓練および生活状況の改善に関する事業について、教育局・健康局・科学局・工業局・商業局・労働局と協力する。
- (i) 成人の教育要求を一層充足しうる公共図書館を設立するために、フィリピン図書館協会（Philippine Library Association）と協力する。
- (j) 成人教育事務局の活動や同事務局の目的を実行するための方法についての統計ならびに報告書を準備する。

次の第3節では、成人教育の目的について、「非識字を根絶するとともに職業的・市民的訓練を提供することである」と規定された。

以下このコモンウェルス法は第9節まで続くが、その性格をみる限り、同法は、フィリピンの成人教育史の中で国の成人教育行政の整備化を図った最初の法律として注目される。先にみたように、フィリピンでは、1935年憲法によって成人教育（「成人市民への市民的訓練の提供」）が初めて法的に保障され、この成人教育を実現するためにコモンウェルス法第80号によって成人教育事務局が設立されるとともに同局の職務や成人教育の目的が明確にされた。こうしてみると、フィリピンでは、この

時期すなわちアメリカの主権下ではあるものの独立に向けてのコモンウェルス政府が樹立した時期に、憲法とコモンウェルス法という2つの法律を背景に国の成人教育行政の基盤が創られたことができるのではなかろうか。いいかえれば、1930年代半ばから後半にかけてのこれらの動きは、フィリピンにおける公的成人教育の形成過程として捉えることができるのではなかろうか。

フィリピンでは、「ノンフォーマルエデュケーションの構成要素である成人教育は、コモンウェルス法第80号の制定以来行われてきている」³⁶⁾という捉え方もなされているが、これは、フィリピンにおける公的成人教育の出発点をもって成人教育の始まりとみなすものであろう。

また、フィリピンの教育史とりわけ成人教育史におけるコモンウェルス法第80号の意味について幾つかの指摘がみられるが、何より注目されるのは、この法律によって「教育制度の中にノンフォーマル（成人教育）の流れが確立したこと」と「フォーマルエデュケーションの流れが、初等教育・中等教育・ターシャリー教育に限定されたこと」である。そして、このことは、「カリキュラムの観点からみると、学校とコミュニティとの分離がより鮮明になったことであり、以来この傾向は今日まで続くことになった」。また、注目されるもう一つの点は、ノンフォーマルエデュケーションの内容が識字教育だけでなくより職業教育的色彩の濃いものになったということである。フィリピンでは、コモンウェルス法によって公教育省の下に成人教育事務局が設置されることになったが、このことは、職業-産業教育プログラムのフォーマルエデュケーション制度からノンフォーマルエデュケーション制度への移行を意味するものであり、この結果教育省（DE）のノンフォーマルエデュケーションプログラムが職業的色彩の濃いものになることであった。こうした中で、同法の制定により、普通高校（academic high schools）のそれにより類似したカリキュラムをもった職業学校（vocational schools）が創られることにもなった。³⁷⁾

以上のように、フィリピンでは、コモンウェルス法によって1930年代後半に教育制度の中に職業教育的色彩の濃い内容をともなったノンフォーマルエデュケーションが位置づくことになったが、このようなノンフォーマルエデュケーションの性格は、とくに独立以降の経済の近代化路線の中でより確固としたものになっていった。

（成人教育事務局）

コモンウェルス法第80号に基づいて設立された成人教育事務局は、1937年1月25日に機能を開始した。その後、同局は、太平洋戦争時に閉鎖され、1945年8月15日に再開された。しかし、この2年後すなわちフィリピン独立

の翌年である1947年10月4日に出された行政令第94号(Executive Order No.94)によって中央政府が再編され、成人教育事務局が成人教育課(AED)となりその機能が公立学校局(Bureau of Public Schools)に移されることになった。³⁸⁾ 同令第86節では、このことが次のように記されている。「成人教育事務局はこれにより成人教育課へと転換される。この課は、その機能・権能・職務・職員・記録・備品・財産・未使用経費とともに公立学校局に移管される」³⁹⁾。こうして、フィリピンでは、以後、成人教育の促進が公立学校局内の成人教育課において行われることになった。(図2)

成人教育事務局には、1937年の機能開始以降1939年6月30日までに次の5つの部門が存在していた。すなわち、(1)運営部門(Administrative Division) (2)識字・市民教育部門(Division of Literacy and Citizenship) (3)促進・監督部門(Division of Promotion and Supervision) (4)職業・リクレーション部門(Division of Occupation and Recreation) (5)女性教育部門(Division of Women's Education)である。これらのうち、職業・リクレーション部門以外の4部門が1938年および1939年に対する政府一般支出金法(General Appropriations Acts)によって認可された。しかしながら、1940年の会計年度に対する政府一般支出金法では、運営部門と促進・監督部門の2部門が認可されたにすぎず、残りの識字・市民教育部門と女性教育部門は廃止された。しかし、存続した運営部門と促進・監督部門だけでは、コモンウェルス法の第2節で規定されたような成人教育事務局の職務を効果的にまとうことができなかつたため、新たに調査・出版部門(Division of Research and Publications)が設立された。⁴⁰⁾

このように成人教育事務局は、組織面において幾度か変更を迫られたが、こうした中で、同局は、全体計画を立案し、成人教育委員会(adult education committees)制度をとおして企画したプロジェクトを実行した。この成人教育委員会とは、コミュニティに存在している成人学校(adult school)に対して責任を負っている管理組織のことである。⁴¹⁾

ところで、このような成人学校について、成人教育事務局は、以下のような授業のプログラム例を提示している。そして、1941年の太平洋戦争勃発時までに5,053の学校を設立している。また、この時期、同局は、466のコミュニティ集会と586の市民学習サークル(citizenship study circles)また1,323の成人のための職業クラブ(vocational clubs)についても組織している。⁴²⁾

これにも示されるように、成人教育事務局は、設立以来様々な成人教育活動を組織してきたが、同局の草創期

には非識字の根絶に重きが置かれたために、成人教育といえば非識字を一掃するためだけの活動であるという第一印象をもつ者もいた。同様に、成人学校についても、非識字者に単に読み書きを教えるためだけの学校であると考えられました。⁴³⁾

成人学校における授業のプログラム例⁴⁴⁾

歌唱	——10分
読むこと	——30分
書くこと	——25分
算数	——30分
市民情報および一般情報	——35分
職業訓練(選択)	

(フィリピン大学地域成人教育プロジェクト)

1935年は、1935年憲法の成立によって独立に向けての準備政府(コモンウェルス)が樹立されたという点において、フィリピン史上極めて重要な年となったが、成人教育発達史の上からもこの年はとても重要なものとなつた。それは、一つには、先に述べたように、憲法において成人教育が保障されたという点においてであり、また一つには、1935年に大学による成人教育への正式な関与が開始されたという点においてである。

1908年に創設されたフィリピン大学は、1935年に、成人教育活動を担うために、大学の卒業生をボランティア協会の中に組み込み、識字・市民教育委員会を創設した。そして、これによりこの年の終わりまでに300人の卒業生が1,000人以上の成人に、読み・書きを教えた。翌年には、フィリピン大学の一連の成人教育プロジェクトが、マニラ周辺の様々な場所で拡張プログラムを開始した。このプログラムには、後に次のようなコース、すなわち男性のための職業訓練や女性のための洋裁・造花・編み物・絵画が加えられた。こうして1938年5月までに大学によって9校の成人学校が創設され、これらの学校は、フィリピン大学地域成人教育プロジェクト(U.P. Rural Adult Education Projects)と呼ばれるものを構成した。しかし、フィリピン大学地域成人教育プロジェクトと呼ばれたフィリピン大学の試みは、大学が提供していたのと同種の教育活動を実行するという責任をもった成人教育事務局が政府によって設立された後、大学によって中止された。⁴⁵⁾

図1 子ども・青年・成人の教育を担当する省
および成人教育を担当する部署の変遷

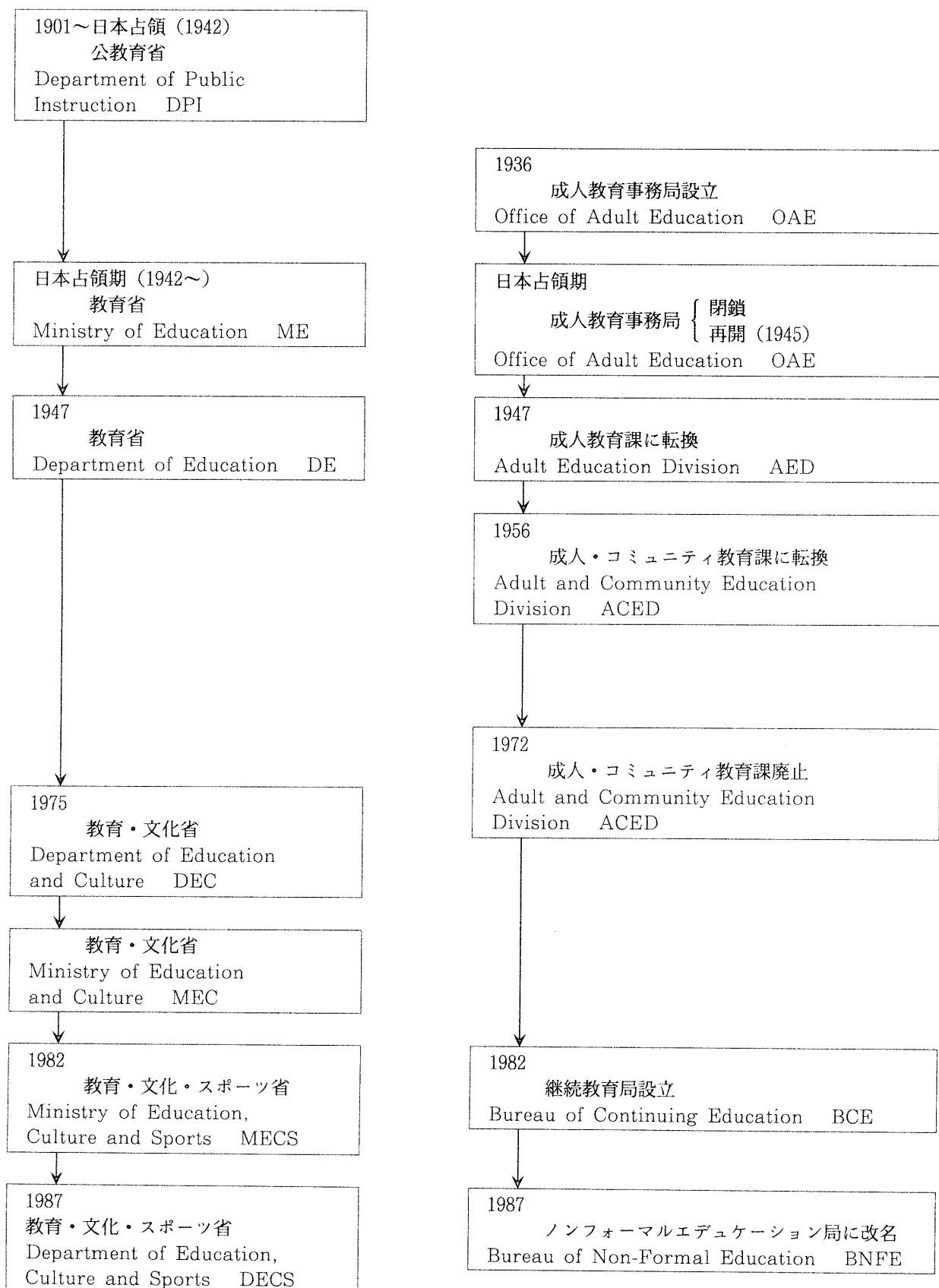
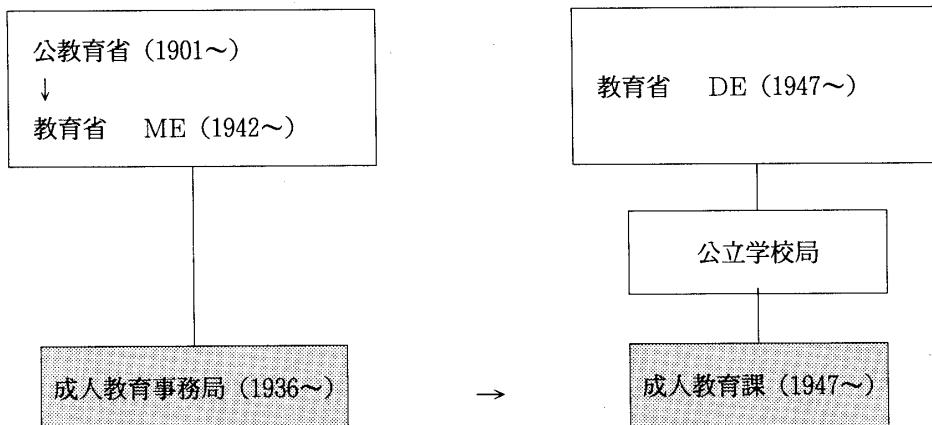


図2 行政令第94号による成人教育事務局の転換図



〈註〉

- 1) 東アジアの成人教育に関する最近の研究には、以下のものがある。『東アジアの社会教育・成人教育法制』東京学芸大学社会教育研究室、1993年12月。『中国成人教育における高等教育機関の果たす役割－上海成人教育機関の調査を通して－』佐賀大学教育学部社会教育研究室、1995年2月。『アジア生涯学習国際セミナー報告書』佐賀大学生涯学習国際セミナー実行委員会、1995年3月など。
- 2) Amado L. Agorrilla, Adult Education In The Philippines, R.P. GARCIA Publishing Company, 1952, p. 53
- 3) Pura Tumada Liban, "PHILIPPINES", Bulletin of the Unesco Regional Office for Education in Asia and the Pacific Special issue, January 1982, p. 101
- 4) William S. Griffith and Remigio P. Romulo, "CONTINUING EDUCATION IN THE PHILIPPINES", Continuing Education In Asia And The Pacific, Bulletin of the UNESCO Principal Regional Office for Asia and the Pacific, No.28 September 1987, pp. 66-67
- 5) T. Neville Postlethwaite and R. Murray Thomas ed. Schooling in the ASEAN Region, Pergamon Press, 1980, p. 160
- 6) M.L. Canieso-Doronilaは、成人教育の法制をめぐる国際会議(1994年、ユネスコ主催、於ドイツ)に提出したレポートの中で、以下のような時代区分に基づいてフィリピンの成人教育発達史について言及している。本稿では、主に、これの4.以降の時代について検討しようとしている。1. 植民地以前

期 2. スペイン植民地期, 1521-1898 3. 革命期, 1896-1898 4. アメリカ植民地期, 1899-1935

5. コモンウェルス期, 1935-1946 6. 戦後期, 1946-1972 7. 戒厳令期, 1972-1983 8. エドサおよびエドサ以後期, 1986-現在。(Maria Luisa Canieso-Doronila, Country Monograph: Philippines, The Expanding Legislative Environment Of Adult Education And Training: An International Comparative Project, UNESCO Institute of Education, Hamburg, Germany, 1994, pp. 11-28)

尚、フィリピンの成人教育史については、1950年頃までの歴史を7段階に分けて捉えたものもある。

A.L. Agorrilla, op. cit., "The Seven Phases of the Movement" の項 pp. 1-5を参照。

7) 文部省大臣官房調査統計課『フィリピンの教育』昭和60年9月, p. 24

8) A.L. Agorrilla, op. cit., p. 132

9) Ibid., p. 132

10) Ibid., p. 2

11) W. S. Griffith and R. P. Romulo, op. cit., p. 68

12) 綾部恒雄・石井米雄編『もっと知りたいフィリピン[第2版]』弘文堂, 平成7年, pp. 190-193. 池端雪浦・生田滋『東南アジア現代史II』山川出版社, 1992年, pp. 91-93. 参照。

13) A.L. Agorrilla, op. cit., p. 53

14) Ibid., p. 2

15) Ibid., p. 2およびpp. 53-54

16) W. S. Griffith and R. P. Romulo, op. cit., p. 72

17) A.L. Agorrilla, op. cit., p. 2およびW.S. Griffith and R.P. Romulo, op. cit., p. 72

18) A.L. Agorrilla, op. cit., p. 132

19) Ibid., p. 2およびpp. 132-133

- 20) Ibid., pp. 2-3
- 21) W.S.Griffith and R.P.Romulo, op. cit., p. 66
- 22) A.L.Agorrilla, op. cit., p. 3
- 23) "ACT NO.4046" (A.L.Agorrilla, op. cit., APPENDICES所収, p.348)
- 24) A.L.Agorrilla, op. cit., p. 4
- 25) 石井米雄監修『フィリピンの事典』同朋舎, 1992年, p. 213
- 26) 前掲書, p. 151
- 27) 前掲書, p. 151. 渋谷英章によれば、「1940年教育法では、教育の量的拡大を図るために、7年間の初等教育が6年間に短縮され学校制度は6-4-4制となり、初等第1学年には2部制が導入される」などした。(渋谷「社会と教育」綾部恒雄・石井米雄編, 前掲書, p. 192)
- 28) 前掲書, p. 151
- 29) "CONSTITUTION OF THE PHILIPPINES" Article XIV, Section 5. および "COMMONWEALTH ACT NO.80" SECTION 1. (A.L. Agorrilla, op. cit., APPENDICES所収, p. 349)
- 30) A.L.Agorrilla, op. cit., p. 4
- 31) 太田弘毅によれば、太平洋戦争下のフィリピンは、「日本軍が占領軍として、軍政を展開した時期」(「軍政時期」-1942年1月3日~1943年10月14日)と、軍政が撤廃され日本の許容によるフィリピンの「独立」がなされた時期(「『独立』時期」-1943年10月14日~1945年8月17日)とに分けられる(太田弘毅「太平洋戦争下フィリピンの教育」『国立教育研究所紀要』第121集, 平成4年3月, p. 267)。従って、本文では言及しなかったが、1940年代のフィリピンの教育には、「軍政時期」の教育だけでなく軍政撤廃後の「『独立』時期」の教育が含まれる。「独立」時期の教育については、太田の前掲論文pp. 280-285を参照されたい。
- また、軍政時期の教育に関する太田の研究には以下のものがある。「軍政下フィリピンにおける教育政策」『政治経済史学』第213号, 1984年4月, pp. 1-21。「フィリピンにおける日本軍政と日本語教育」『政治経済史学』第238号, 1986年2月, pp. 28-41。
- 32) 太田弘毅, 前掲論文(1986年), p. 33
- 33) この部分は、太田弘毅が、阿部艶子の『比島日記』より官民連絡所の日本語教育についての記述を引用紹介したものである。太田は、本文での引用に続けて次の文章を紹介している。「現在50人づつの組が男女合せて5学級あって、日本語を教へながら、フィリピン人が東洋人であることを自覚させ、又日本の事情、精神をふき込んで行かうといふ考へである。生徒は主に元小学校教員とか医者、会社員ださうだ。」(太田弘毅, 前掲論文(1986年), p. 32.)
- 34) "CONSTITUTION OF THE PHILIPPINES" Article XIV, Section 5. (A.L.Agorrilla, op. cit., APPENDICES所収, p. 349)
- 35) "COMMONWEALTH ACT NO.80" (A.L. Agorrilla, op. cit., APPENDICES所収, pp. 349-351)
- 36) P.T.Liban, op. cit., p. 101
- 37) M.L.Canieso-Doronila, pp. 18-19
- 38) A.L.Agorrilla, op. cit., p. 5
- 39) "EXECUTIVE ORDER NO.94" (A.L.Agorrilla, op. cit., APPENDICES所収, p. 351)
- 40) A.L.Agorrilla, op. cit., p. 134
- 41) Ibid., p. 135
- 42) Ibid., p. 5
- 43) Ibid., p. 1
- 44) Ibid., p. 137
- 45) Ibid., pp. 4-5. W.S.Griffith and R.P.Romulo, op. cit., p. 75

*本稿では、フィリピンの成人教育発達史のうち「I 独立以前の成人教育」について述べた。「II 独立後の成人教育」については、「フィリピンにおける成人教育政策の歴史的展開」の(II)として別途紹介する予定である。尚、本研究は、文部省科学研究費補助金、一般研究(B)「国際化・グローバリゼーションにともなう生涯学習の現代的課題の検討」(代表・佐藤一子)の一部である。